

# 釜無川漁業協同組合内共第16号 第五種共同漁業権遊漁規則

(趣旨)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第16号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(にじます、いわな、あまご及びかじかをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインサービスによる方法によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)は、直ちに第6条第1項に規定する遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁はイ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲でなければならない。

ア . 魚 種	イ. 漁 具 漁 法	ウ . 統 数 又 は 規 模
に じ ま す い わ な あ ま ご か じ か	竿 釣	1 人 2 本 以 内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚	種	期	間	
に	じ	ま	す	3月1日から9月30日まで
い		わ	な	〃
あ		ま	ご	〃
か		じ	か	5月16日から9月30日まで

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚	種	大	き	さ
に	じ	ま	す	15センチメートル
い		わ	な	〃
あ		ま	ご	〃
か		じ	か	〃

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

(1)

承認期間	遊漁料
1日	1,000円
1年	3,500円

(2) 前号の規定にかかわらず、次表左欄に掲げる者の遊漁料は右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

区分	遊漁料
中学生以下の者	無料
身体障害者	1年 2,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインサービスにおいてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

- (1) 諏訪郡富士見町富士見4654 高原堂印刷所
- (2) 諏訪郡富士見町落合10007 出羽スポーツ店
- (3) 諏訪郡富士見町立沢1-6 立場川キャンプ場
- (4) 前各号のほか組合が指定し公示した場所

3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所及び顔写真(承認期間が1年間の遊漁承認証に限る。)
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑になる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和8年3月2日より施行する。(行政庁の認可 令和8年3月2日)